

令和 8 年 7 月 28 日

告 示

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、六島ボクシングジム（以下「六島ジム」という）所属ボクサーである光富 元（ライセンスNo.52078）選手を令和 8 年 7 月 26 日より 1 か年間のライセンス停止処分とする。

理由： 六島ジム所属光富 元選手は、令和 8 年 7 月 27 日試合の前日計量において 1.5 kg 体重超過となり計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は光富 元選手を令和 8 年 7 月 26 日より 1 か年間のライセンス停止処分とする。

併せて、当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、六島ジムのマネージャーである武市 晃輔（ライセンスNo.33811）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、武市 晃輔氏が上記記載の事実について、マネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション